

令和 7 年 11 月 5 日
環境エネルギー部みどり自然課

報道関係者各位

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑いについて

11 月 5 日（水）に三川町内で回収したノスリ 1 羽の死亡個体を、同日に簡易検査を実施したところ、A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認しました。

なお、現時点では、簡易検査により陽性が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザの発生を確認したわけではありません。遺伝子検査の結果、陰性となることもあります。

記

1 概 況

- ・ 11 月 5 日（水）、三川町内でノスリ 1 羽の死亡個体を回収し、庄内総合支庁家畜保健衛生課において簡易検査を実施したところ、陽性反応でした。
- ・ 検体を環境省から指定された検査機関に発送し、遺伝子検査を実施します。
- ・ 環境省より回収地点の周辺 10km 圏内が野鳥監視重点区域に指定されます。

2 今後の対応

- ・ 警戒レベルをレベル 3 からレベル 4 に引き上げ、野鳥監視重点区域において、野鳥の異常の監視を強化するとともに、県から市町村及び関係機関へ通知し、県民への注意を喚起します。

3 留意事項

- ・ 現場での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、控えていただくようお願いします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。

【問い合わせ先】

環境エネルギー部みどり自然課
課長補佐（野生生物対策担当）佐藤
電話 023-630-3042

[広報監] 環境エネルギー部次長 高嶋